

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
令和7年度 子ども健やか育成事業補助金 募集要領

1 趣 旨

近年、所得格差や孤立を背景とした子育て世帯の貧困の連鎖や、貧困家庭の子どもの低栄養・低学力・経験格差など、「子どもの貧困」への対応が喫緊の課題となっています。相模原市内でも、子ども食堂や無料学習支援、学校の長期休暇中の居場所の提供など、市民福祉活動団体が積極的に取り組んでいます。

本事業は、これらの活動の継続とさらなる広がりを目指し、地域社会から孤立しないように、子どもと地域とのつながりの場を提供する団体を支援します。具体的には、食の提供や学習の場の提供を通じて困窮している子どもや世帯を支援するとともに、地域の子どもと大人が交流する場を提供し、困難を抱える子どもの気づきの場として、必要に応じて適切な支援につなぐ体制を整えることを目指します。

なお、本事業の財源は、市民の皆様からのご寄付による特定目的基金「子ども健やか育成基金」および共同募金「年末たすけあい募金」を活用しています。

2 補助対象事業

相模原市内において、主として孤立や福祉的課題を抱える子どもたちを対象とし、相模原市（公民館事業含む）の補助・委託・共催や、本会の他の補助制度の適用を受けていない、次に掲げる継続的な事業に補助する。ただし、企業や民間団体から補助を受けている場合でも、申請は可能とする。

(1) 子ども食堂：福祉的課題を抱える子どもたちを対象に、定期的な食事の提供を通じて、交流の場や居場所を提供する事業

(2) 無料学習支援(A)：学力の向上を目指す上で、経済的な理由等により有料の学習塾に通うことができない子どもたちを対象に、定期的（概ね週1回程度）な学習支援を行う事業

無料学習支援(B)：学習だけでなく日常のコミュニケーションを通じて心身の成長をサポートする居場所を提供する事業（月2回以上）

(3) 学校の長期休業期間における子どもたちの居場所を提供する事業

(4) その他、会長が認めた事業

3 補助対象団体の要件

(1) 相模原市内に施設が所在する社会福祉法人、相模原市内で活動を行う特定非営利活動法人、ボランティアグループ（3名以上の会員で構成されるグループ）など、非営利団体（法人格の有無は問いません）

(2) その他、会長が認めた団体

※初めて申請をする団体は必ず事前に御相談ください

4 補助期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単年度補助）

5 補助金額

補助金額は次のとおりとし、予算の範囲内で補助を行います。

(1) 子ども食堂		
ア	事業立上経費 ※当該事業開始後2年未満の事業を対象に1回のみ補助	10万円以内
イ	事業継続経費（基本費） ※年度途中から実施する場合は、上限額を月割りします。	4万円以内
ウ	事業継続経費（活動費） ・月1回以上の開催（年間12回以上） ・子どもの延べ人数（参加予定数）に350円を乗じた額 ※前年度実績に則した参加予定数で申請してください。 なお、新たに事業を立ち上げる団体は、見込みで申請してください。ただし、実際の子どもの参加者数が申請の7割に達していない場合は、その差額を返還していただきます。 例) 参加予定数が500人、実際の参加者数が345人の場合 申請額＝175,000円（500人×350円） 実績額＝120,750円（345人×350円） 返還額＝54,250円	最大 40万円以内
(2) 無料学習支援		
ア	事業立上経費 ※当該事業開始後2年未満の事業を対象に1回のみ補助	5万円以内
イ	事業継続経費（基本費） ※年度途中から実施する場合は、上限額を月割りします。	4万円以内
ウ	事業継続経費（活動費） ・月2回以上の開催（年間24回以上） ・子どもの延べ人数（参加予定数）に350円を乗じた額 ※「(1) 子ども食堂」と同様	最大 40万円以内
(3) 学校の長期休業期間における子どもたちの居場所を提供する事業		
ア	事業継続経費（基本費）	1万円以内
イ	事業継続経費（活動費） ・年間5回以上 ・子どもの延べ人数（参加予定数）に350円を乗じた額 ※「(1) 子ども食堂」と同様	最大 20万円以内
(4) その他、会長が認めた事業		10万円以内

- (注) 1 (1)、(2)のア(事業立上経費)、イ・ウ(事業継続経費)は、重複申請が可能です。ただし、ア・イ・ウの合計額は最大40万円以内とします。
- 2 (3)のア・イ(事業継続経費)は、重複申請が可能です。ただし、ア・イの合計額は最大20万円以内とします。
- 3 社会福祉法人、飲食や学習塾を生業とする団体が事業を行う場合は、上記(1)～(4)の取組に係る補助金額については、上記に定める金額の1/2を上限とします。
- 4 同一団体が(1)～(4)の事業を複数実施する場合、それぞれの事業に対して補助金が交付されます。ただし、事業の日時・会場・参加対象者が概ね同じ場合は、(1)～(4)の事業それぞれの補助額の半額を合算した額を上限とします。
- 5 本補助金を持続可能な取組にしたいと考えています。一方で、財源には限りがあり、新しい団体への支援も必要です。
- つきましては、寄付の募集や子ども食堂における適正な参加費の徴収などを通じて補助金に頼らない運営を目指していただくものとし、前年度の繰越金が申請年度の総事業費の30%以上ある団体については補助金交付を見送らせていただく場合があります。

6 補助対象経費・対象外経費

(1) 補助対象経費

ア 事業立上経費

科 目	内 容
備品購入費	立ち上げに係る備品購入経費又は消耗品購入経費 ※購入した備品の写真を提出すること。
修繕費	立ち上げに係る拠点の修繕費 ※修繕前と修繕後の写真を提出すること。

ウ 事業継続経費(活動費)

科 目	内 容
備品購入費	備品購入経費(10万円以内) ※購入した備品の写真を提出すること。
修繕費	拠点、資機材の修繕費(10万円以内) ※修繕前と修繕後の写真を提出すること。
交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動者の交通費(活動日のみ) (補助対象事業に係る交通費(実費)のみ。ただし、一人当たり1日上限500円) ・【無料学習支援(A)中学生以上限定】 <u>地区外から参加する生徒の交通費(活動日のみ)</u> (補助対象事業に係る交通費(実費)のみ。ただし、一人当たり1日上限500円) ※領収書の提出は必須です ※他の科目に使うことはできません ※残額が生じた場合は返金してください
研修研究費	事業実施に必要な研修の受講料及び資料購入に係る経費 例) 食品衛生責任者講習会受講料

消耗品費	コピー代、資料用紙、衛生用品、その他消耗品の購入経費
通信運搬費	郵送料、宅配便等利用料、参加者のオンライン教育を目的としたオンラインツール（Zoom等）の活用に係る通信費等 ※Wi-Fiの利用料・レンタル費用を対象とする。ただし、1か月の上限を5,000円とする。個人・団体が日常で利用するWi-Fiとの兼用や申請事業以外での利用は不可
配送料	自家用車を利用しての物品の配送経費（開催1回に当たり、上限500円）
教材費	<ul style="list-style-type: none"> ・教材、文献資料等の購入経費 <u>※下記「無料学習支援(A) 中学生以上限定」以外は、購入した教材等を子どもに直接渡すことはできません。</u> ・【<u>無料学習支援(A) 中学生以上限定</u>】 <u>教材、文献資料等の購入経費や模擬試験等にかかる費用（一人当たり上限5,000円）</u> <u>※領収書の提出は必須です</u> <u>※他の科目に使うことはできません</u> <u>※残額が生じた場合は返金してください</u>
食材費	子ども食堂等で提供するための食材の購入経費
賃借料 光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館、自治会館等での事業実施に当たり必要となる会場使用料及び光熱水費 ・事業実施に当たり借用する拠点の賃借料及び光熱水費 （補助対象事業実施時のみ。1回当たり上限2,000円）
広報費	<p>事業PRや募集に係るチラシやウェブサイトの作成費用（外部業者へ作成依頼する場合を含む。）</p> <p>※当該チラシやウェブサイトには、必ず（福）相模原市社会福祉協議会「子ども健やか育成事業補助金活用事業」と明記すること。</p> <p>※チラシの作成やウェブサイトの更新時は、適宜郵送もしくはメールにて提出を行うこと。</p>

（2）補助対象外経費

次に掲げる経費は補助の対象外となりますので、支出予定経費として計上できません。

ア 団体の運営維持に係る経費

人件費（報酬）、備品購入費、消耗品費、飲食代、通信運搬費、広報費（団体自体のチラシやウェブサイトの作成経費）、団体の運営に係る会議費、会議への参加のための交通費

イ 団体が既に確保している拠点を、本補助対象事業で一時的に活用する場合の光熱水費、会場使用料

- ウ 交流や体験のみを目的とした事業に要する経費
 - 例) 子ども食堂、無料学習支援において、囲碁・将棋・スポーツ用品等申請の主目的以外での交流・体験のための資機材等の購入経費
 - 例) 交流レクリエーションのみの事業開催経費
- エ 団体が独自に加入するボランティア活動保険等の保険料
 - ※ 「市民活動サポート保障制度」にて、ボランティア活動者の損害賠償責任事故、傷害事故は対象となります。市が一括で手続きするため、加入申込手続きは不要です。詳細は市ホームページをご覧ください。(問合せ先：市民協働推進課 電話 042-769-8226)
 - ※ 「子どもの居場所創設サポート事業総合保障プラン」にて、無料学習支援、子ども食堂の参加者(親子)の傷害事故、ボランティア活動者の損害賠償責任事故は対象となります。(問合せ先：青少年学習センター 電話 042-751-0091)

7 応募方法・募集期間

所定の申請書類に必要事項を記入して、**令和7年5月9日(金)【必着】**までに、下記事務局宛に提出してください。

なお、添付書類を含む申請書類は、返却いたしません。

また、期限を過ぎての受付はいたしませんので、郵送の場合は、特にご注意ください。

8 選考

申請書類及び申請団体へのヒアリング、また、必要に応じて活動現場の調査により補助の適否について審査を行います。

適否の理由等に関するお問い合わせには応じられません。

9 その他

- (1) 補助金以外の収入として、参加費収入や繰越金収入がある場合は支出に充てるようにしてください。
- (2) 年度途中で事業計画を変更又は中止する場合は、すみやかに本会へご連絡ください。補助決定後に実施困難になった場合や、大幅な内容変更が生じた場合は、補助を取消または、一部返還していただくことがあります。
- (3) 必要に応じて事業の現地調査を行います。
- (4) 事業終了時に、補助対象経費の支出額が補助決定額に達していない場合、その差額を返還していただきます。
- (5) 補助を受けた団体は、事業終了後10日以内に実績報告書(収支決算書、領収書等)を本会に提出してください。
- (6) 前年度の実績報告手続きが完了していない団体は、申請を受理いたしません。

10 スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和7年 4月14日～5月9日	・補助団体募集 補助を希望する団体は、募集期間中に申請書等を提出 申請書類等受付後、必要に応じて個別ヒアリング実施
6月上旬	・補助事業の適否通知
6月中旬	・補助金の請求
6月下旬～	・補助金の振込み
11月	・中間ヒアリング実施
～令和8年3月31日	・必要に応じて現地調査の実施 ・事業終了後10日以内に実績報告書等を提出 実績報告書等確認後、精算返還がある団体には、現金または 振込による納入依頼（納入期日は、本会より指定）

【申込み・問合せ】

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 中央ボランティアセンター

〒252-0236 相模原市中央区富士見 6-1-20 あじさい会館 2階

電話：042-786-6181 FAX：042-786-6182 MAIL：svc@sagamiharashishakyo.or.jp